

(別表1) 一般社団法人熊本県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業 評価料

改定日：2022年8月8日

1. 評価料の額 (消費税込み)

評価内容	料 金
基本評価料	内容評価基準を含む評価対象事業所 (社会的養護関係施設) 1事業所 330,000円
	内容評価基準を含む評価対象事業所 (社会的養護関係施設を除く施設) 1事業所 308,000円
	共通評価基準のみの評価対象事業所 1事業所 275,000円
職員自己評価に係る評価料	職員1名につき 1,100円
利用者調査に係る評価料 (アンケート調査)	利用者1名につき 550円
利用者調査に係る評価料 (聞き取り調査)	利用者1名につき 2,200円
交 通 費	本会規程に基づく実費 (本会事務局を起点)

但し、他の評価機関と競合する場合など必要に応じて、評価料を減額することができる。尚、減額は基本評価料の10%を超えない範囲とし、常任理事会又は理事会等の承認を得るものとする。

2. 評価料の納入方法

評価料は、第三者評価業務の完了後2週間以内に当会所定の口座に振り込むものとする。なお、評価契約を解除した場合も同様とする。

3. 評価契約解約時の評価料の取扱い

評価契約解除時の評価料については、次のとおりとする。

評価業務中止の種類	評 価 料
事業者と本会の両者協議の上で解約する場合	すでに実施した評価に係る費用の額
契約書第14条に規定する本会の責に帰すべき事由により解約する場合	無料
契約書第15条に規定する契約事業者の責に帰すべき事由により解約する場合	契約額
災害等の特別な事由により評価業務が出来なくなった場合	すでに実施した評価に係る費用の額